

◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

I. 放送日 令和6年3月8日（金）放送分

今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 一般指定預託金の受付について
- (3) 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

(1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔2月29日（木）～3月6日（水）分〕

| ○お金の寄付は、 | 合計 | 15件 | 518,686円 |
|----------------------------|----|-----|----------|
| 内訳 | | | |
| 自由預託金 | | 1件 | 2,000円 |
| 災害復興支援指定金（令和6年能登半島地震災害義援金） | | 10件 | 499,672円 |
| チャリティーボックス募金 | | 3件 | 14,014円 |
| 誕生日献金 | | 1件 | 3,000円 |

今週の主な寄付は、令和6年能登半島地震災害義援金として10件499,672円の指定寄付がありました。本行では全額石川県にお届けしています。

○品物の寄付は、日用品、ベルマーク等8件のご寄付がありました。

主な寄付は、花王(株)様より社会貢献活動として自社製品のオムツ、消毒液、洗剤等ご寄付下さいました。本行では地元の希望する福祉施設等にお渡しします。

(2) 一般指定預託金の受付について

豊橋善意銀行では、災害義援金以外でお送り先を決めての指定先寄付も受付をしていますが、現在災害難民救援以外は事務手数料をいただいております。詳細については善意銀行におたずね下さい。

(3) 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

豊橋善意銀行へ、「維持会費」や「寄付金」をお寄せいただいた方は、税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには、確定申告を行っていただく必要がありますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。

受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までお電話にてご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。